

○鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例

平成24年10月1日条例第16号

改正

平成30年10月17日条例第16号

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（以下「まちづくりガイドライン」という。）を策定するため、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める区域のまちづくりの指針となるまちづくりガイドラインの策定に関し必要な事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 前条の規則で定める区域内の土地を所有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年10月17日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。